

令和2年9月

サーモグラフィーカメラ運用ガイドライン

財務部管財課
総務部人事課
防災安全部安全対策課

管財課で庁内貸出を行うサーモグラフィーカメラ（以下、「カメラ」という。）は、原則として以下のとおり運用する。

1 カメラの使用目的

市所管施設及び市主催事業（会議、イベント、研修会、講習会等）における新型コロナウイルス感染拡大防止のための体表面温度測定。

2 対象者への事前周知

施設入場者又は事業参加者（以下、「対象者」という。）に対して体温測定により入場又は参加の制限を行う場合、予め掲示又は開催通知等により対象者に周知する。なお、原則として、対象者の入場や参加の制限を行うのは、体温 37.5℃以上の場合とする。

3 カメラの設定

- カメラは、対象者を1～1.5mの距離から測定できる場所に設置する。
- アラート機能検知基準は37.5℃に設定する。
- カメラにより体表面温度37.5℃以上を検知した者（以下、「発熱者」という。）のプライバシー保護等に配慮し、アラート機能（光・音）は必要最小限に設定する。

4 発熱者検知時の対応

- 発熱者に入場や参加の制限を行う場合、原則としてカメラより高精度の体温計を用いて再測定を実施した上で対応する。なお、体温計による再測定結果も体温37.5℃以上の場合、下表のとおり対応する。

市職員	令和2年7月28日付総務部長事務連絡「風邪症状がみられる職員の医療機関への受診等について（お願い）」のとおり、早急に医療機関を受診し、医師の判断に従い療養に努めるよう依頼する。
市民等 （市職員以外）	事前周知の内容に応じて、入場や参加の制限を行う。ただし、親切・丁寧な対応を心掛け、できるかぎり代替手段等（郵送・オンライン手続きや次の事業実施予定等）を案内する。

- 発熱者検知時の基本的な対応については、各施設・各事業を担当する主管課で事前に協議の上、主管課長の判断により詳細を決定しておく。
- 後日問い合わせ等が入る可能性を想定し、発熱者検知時は日時・測定結果・対応内容を記録する。
- 発熱者の対応はできるかぎり別室又は離れた場所で行う等、発熱者のプライバシー保護及び周囲の市民・職員等への感染拡大防止に十分配慮する。

5 その他

各施設の運営状況・各事業の実施内容等により、本ガイドラインに定めのない事項について追加規定が必要な場合は、主管課長の判断により定める。